令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業公募要領

１．事業名

令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業

２．事業の趣旨

日本遺産を国内外に広く浸透させるにあたり協力いただくため、知名度があり、発信力のある方を、「日本遺産大使」に任命したところである。本事業は今後、「日本遺産大使」が積極的に活動を行うために必要な支援を行うものである。

３．事業の内容

別紙仕様書の通り。

４．応募に必要な資格

（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）上記３．の事業について，事業の企画・運営業務等を円滑に実施することができる団体等で次のいずれかに該当する団体であること。

① 法人格を有する団体

② 法人格を有しないが，以下の要件を満たしている非営利の団体

・定款，寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

・団体の意思を決定し，執行する組織が確立していること

・自ら経理し，監査する等の会計組織を有すること

・団体活動の本拠としての事務所を有すること

５．参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

６．企画提案書の提出方法等

（１） 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

住　所 ： 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3－2－2

担当係 ： 文化庁文化資源活用課（日本遺産担当）

電　話 ： 03－6734－4760

ＦＡＸ ： 03－6734－2872

E-mail ： japan-heritage@mext.go.jp

（２） 企画提案書の提出方法

郵送（簡易書留又は宅配便で送付すること）又は持参

（３） 提出書類

・企画提案書（別紙様式）７部

用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

・企画提案書の電子データ一式

（４） 企画提案書の提出期限等

提出期限 ： 令和元年７月１９日（金）１０時（必着）

提 出 先 ： 上記（１）に示す場所

（５） その他

・企画提案書等の作成費用については、選定決定にかかわらず企画提案者の負担とする。

・提出された企画提案書等については返却しない。

・他の企画・提案等からの引用・転載を禁止する。

・書類は日本語及び日本国通貨で作成すること。

　・企画提案書の提出期限後、企画提案書の提出、差替え及び訂正は認められない。

　・企画提案書の提出者からの問い合わせ及び相談等の内容が、当該企画競争の公平性に影響を及ぼす内容を含む場合にあっては、他の企画提案書の提出者に対して周知する。

７．事業規模及び採択件数

事業規模：５，０００千円程度

採択数 ：１件

８．選定方法等

（１） 選定方法

審査委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。また、必要に

応じて面接選考を実施する

（２） 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（３） 選定結果の通知

選定終了後、５日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

９．誓約書の提出等

（１） 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（２） 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（３） 前２項は、国立大学法人及び地方公共団体には適用しない。

１０．契約締結

審査の結果、契約予定者と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途事業計画書を提出していただき、契約条件が整い次第、契約を締結するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するので、企画書の金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約の締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １１．スケジュール ① 公募開始 令和元年６月２７日（木） ② 企画競争提案書提出期限 令和元年７月１９日（金）１０時（必着） ③ 契約予定業者決定通知 令和元年７月下旬 ④ 契約締結 令和元年８月上旬 ⑤ 契約期間 契約締結日から令和２年３月３１日（火）まで  |  |

１２．その他

事業実施に当たっては，契約書及び企画提案書・文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。

（文化庁委託業務実施要領 http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf）

【契約締結に当たり必要となる書類】

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出していただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

・業務計画書（請負業務経費内訳書を含む）

・再委託に係る委託業務経費内訳

・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定

見積書など）

・銀行振込依頼書